

第3 参考資料

当初予算(一般会計) 年度別伸率の状況

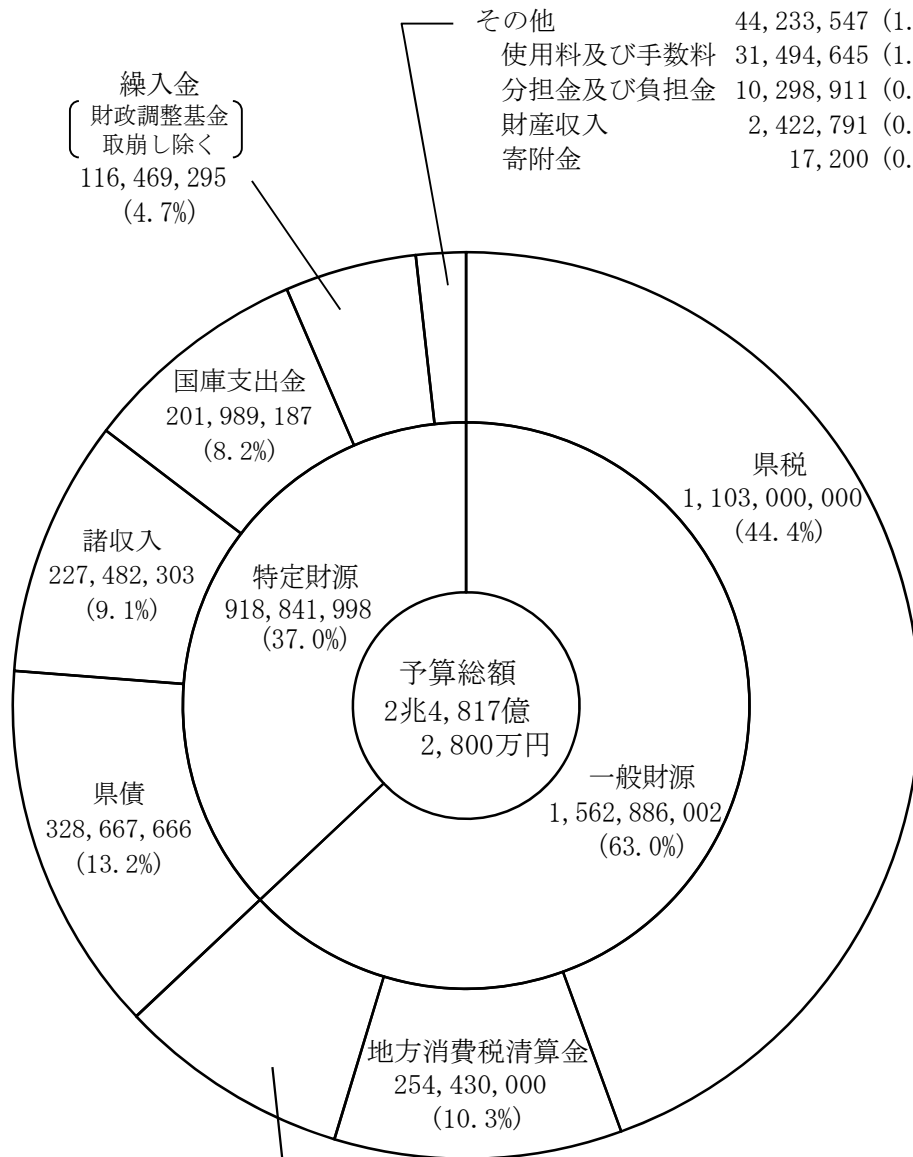
(単位:%)

年度	規模	県税	県債	構成比	
				県税	県債
	(100.1)	(104.4)	〔<96.4> 90.6〕	(44.7)	〔<10.4> 15.8〕
			<96.4> (90.6)		<9.7> (14.6)
平16	101.2	104.4	97.8	41.5	21.8
平17	96.6	105.9	<71.1> 71.1	49.0	<7.7> 11.6
平18	103.0	105.0	<103.2> 99.1	49.9	<7.7> 11.2
平19	101.4	118.7	<91.4> 92.9	58.4	<6.9> 10.2
平20	100.4	103.7	<99.7> 94.8	60.3	<6.9> 9.6
平21	《96.7》 101.1	71.2	<77.7> 176.1	42.5	<5.3> 16.8
平22	98.5	89.5	<75.4> 104.4	38.6	<4.0> 17.8
平23	101.0	101.9	<93.4> 89.4	38.9	<3.7> 15.8
平24	99.4	100.2	<95.2> 104.8	39.2	<3.6> 16.6
平25	98.8	103.6	<100.7> 100.2	41.1	<3.7> 16.8
平26	[102.7] 106.0	119.1	<116.8> 82.9	46.2	<4.0> 13.2
平27	[102.2] 105.1	101.1	<124.1> 105.6	44.4	<4.8> 13.2

- 注1 平成17年度から、一般会計で計上していた借換債は公債管理特別会計で計上。
平成16年度の上段()は、借換債を除いた場合の計数。
- 2 「県債」の欄の()は借換債除き、< >は借換債、NTT債、減税補填債、調整債、減収補填債(特例分)、臨時財政対策債、退職手当債及び除却債除きの計数。
- 3 平成21年度の《 》は県税過誤納還付金及び還付加算金の増加分を除いた場合の計数。
- 4 平成23年度は6月補正後の計数。
- 5 平成26、27年度の[]は、地方消費税関連支出(地方消費税市町村交付金、地方消費税都道府県清算金及び地方消費税徴収取扱費)を除いた場合の計数。

歳入予算の一般財源・特定財源内訳(一般会計)

(単位:千円)

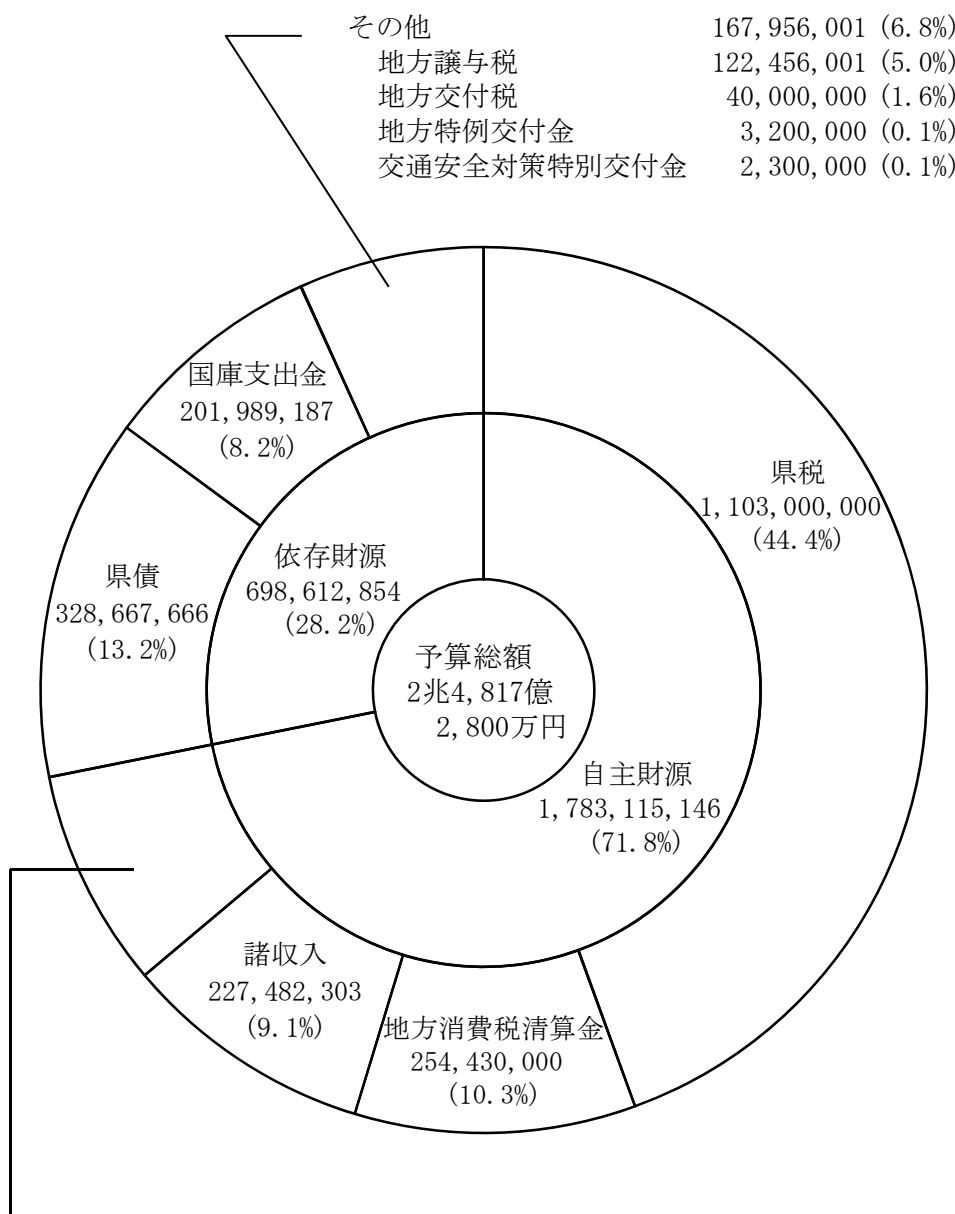


その他	44,233,547	(1.8%)
使用料及び手数料	31,494,645	(1.3%)
分担金及び負担金	10,298,911	(0.4%)
財産収入	2,422,791	(0.1%)
寄附金	17,200	(0.0%)

その他	205,456,002	(8.3%)
地方譲与税	122,456,001	(5.0%)
地方交付税	40,000,000	(1.6%)
財政調整基金取崩し	37,500,000	(1.5%)
地方特例交付金	3,200,000	(0.1%)
交通安全対策特別交付金	2,300,000	(0.1%)
繰越金	1	(0.0%)

歳入予算の自主財源・依存財源別内訳(一般会計)

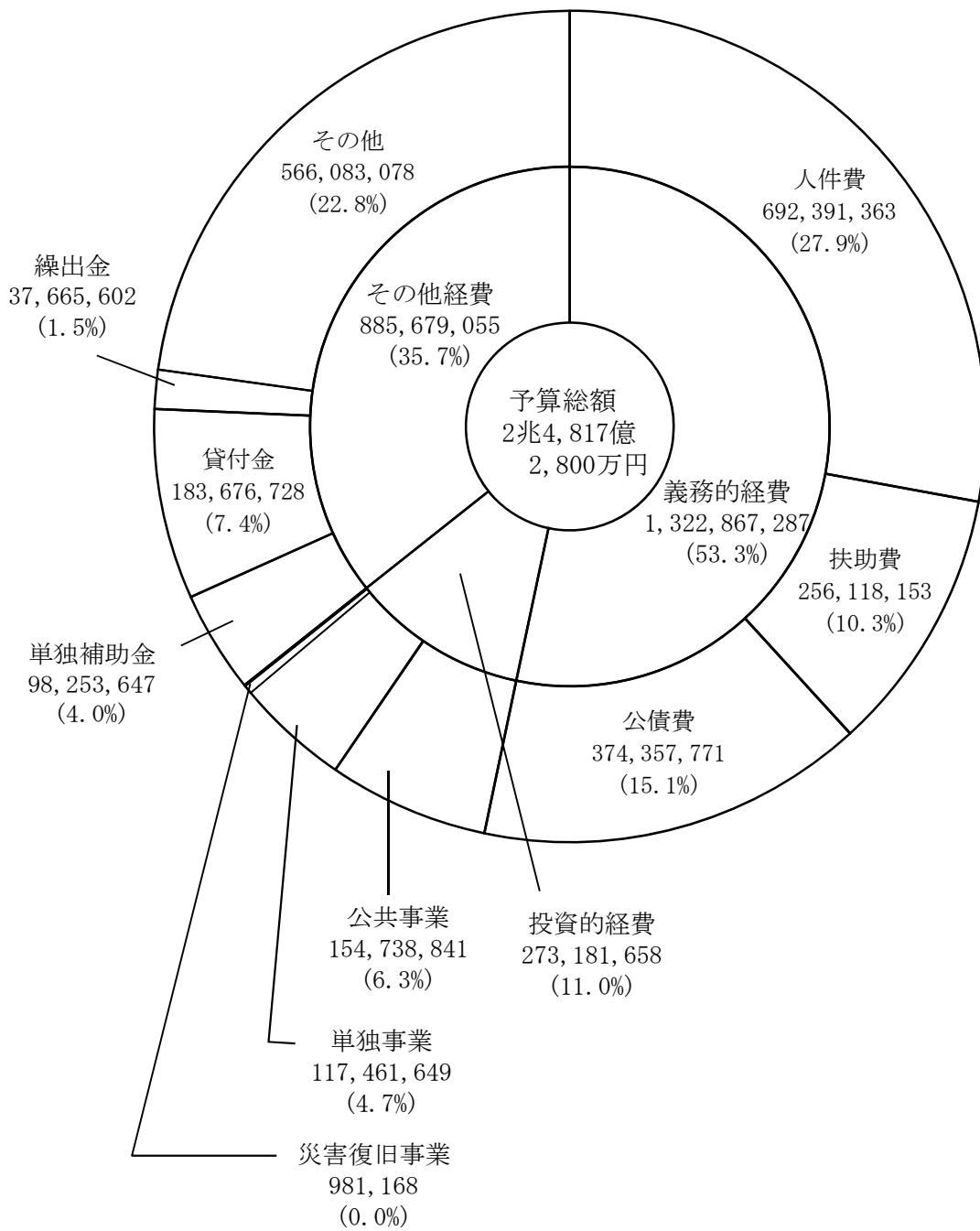
(単位:千円)



その他	198,202,843	(8.0%)
繰入金	153,969,295	(6.2%)
使用料及び手数料	31,494,645	(1.3%)
分担金及び負担金	10,298,911	(0.4%)
財産収入	2,422,791	(0.1%)
寄附金	17,200	(0.0%)
繰越金	1	(0.0%)

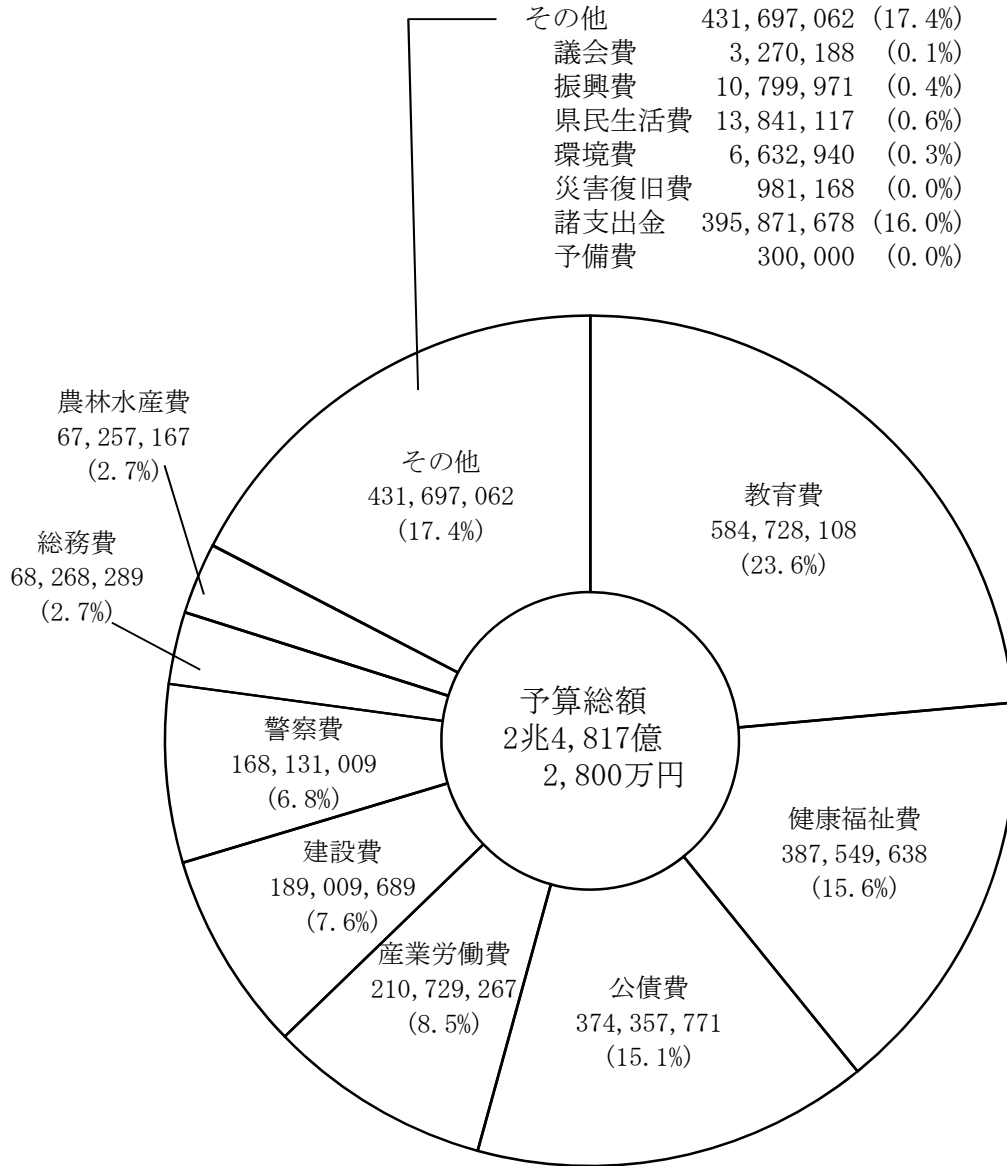
性質別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)



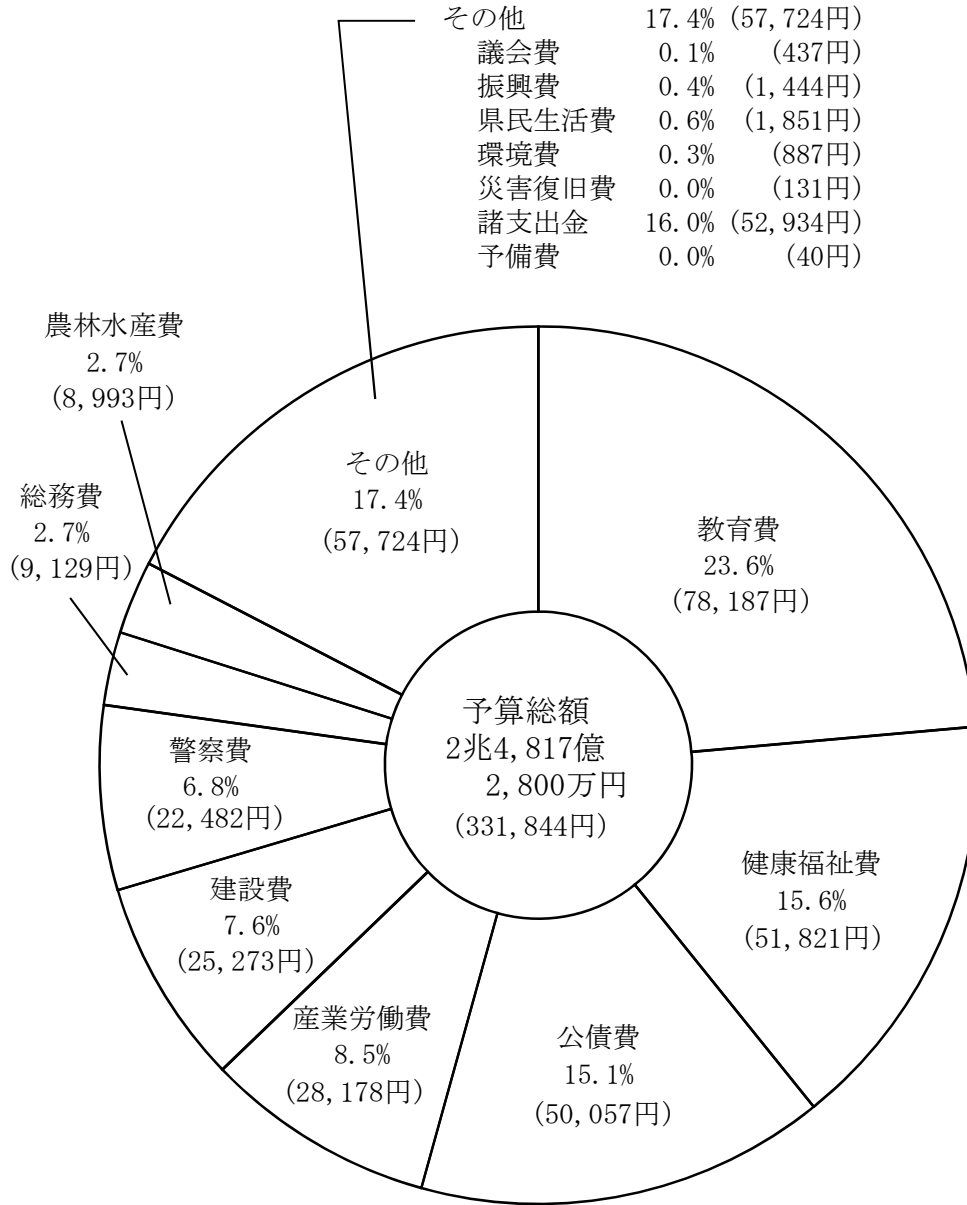
目的別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)



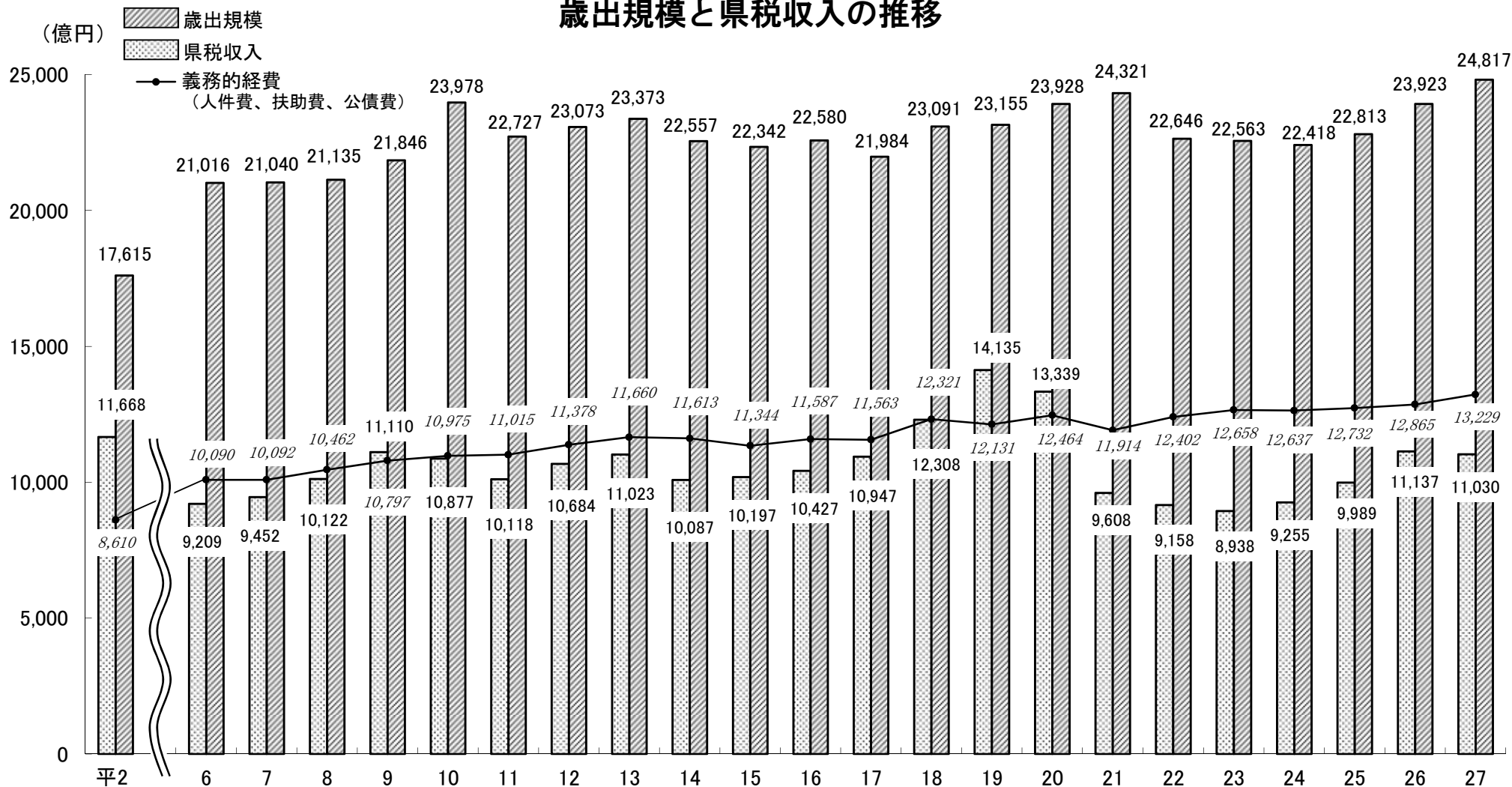
目的別歳出の状況(一般会計)

県民一人当たりの歳出額



平成26年1月1日住民基本台帳人口 7,478,606 人

歳出規模と県税収入の推移



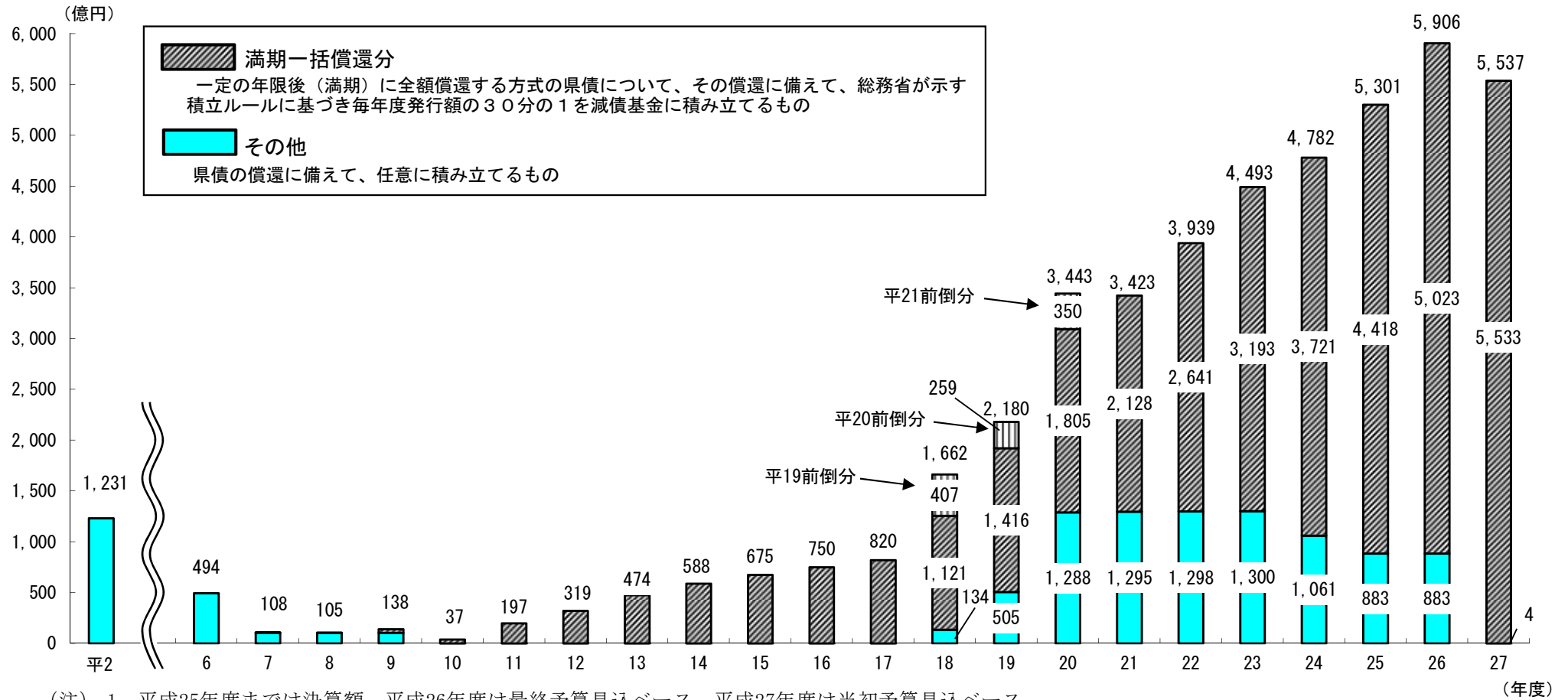
(注) 1 平成25年度までは決算額。平成26年度は最終予算見込額。平成27年度は当初予算見込額。
 2 歳出及び義務的経費は借換債除きの規模。(義務的経費は最終予算額)

(年度)

- 平成27年度の県税収入は、平成26年度に引き続き、1兆円の大台を確保できる見込みとなっているが、
 税収の回復は途半ば。
- 扶助費などの義務的経費の増加は続く。

基金残高の推移

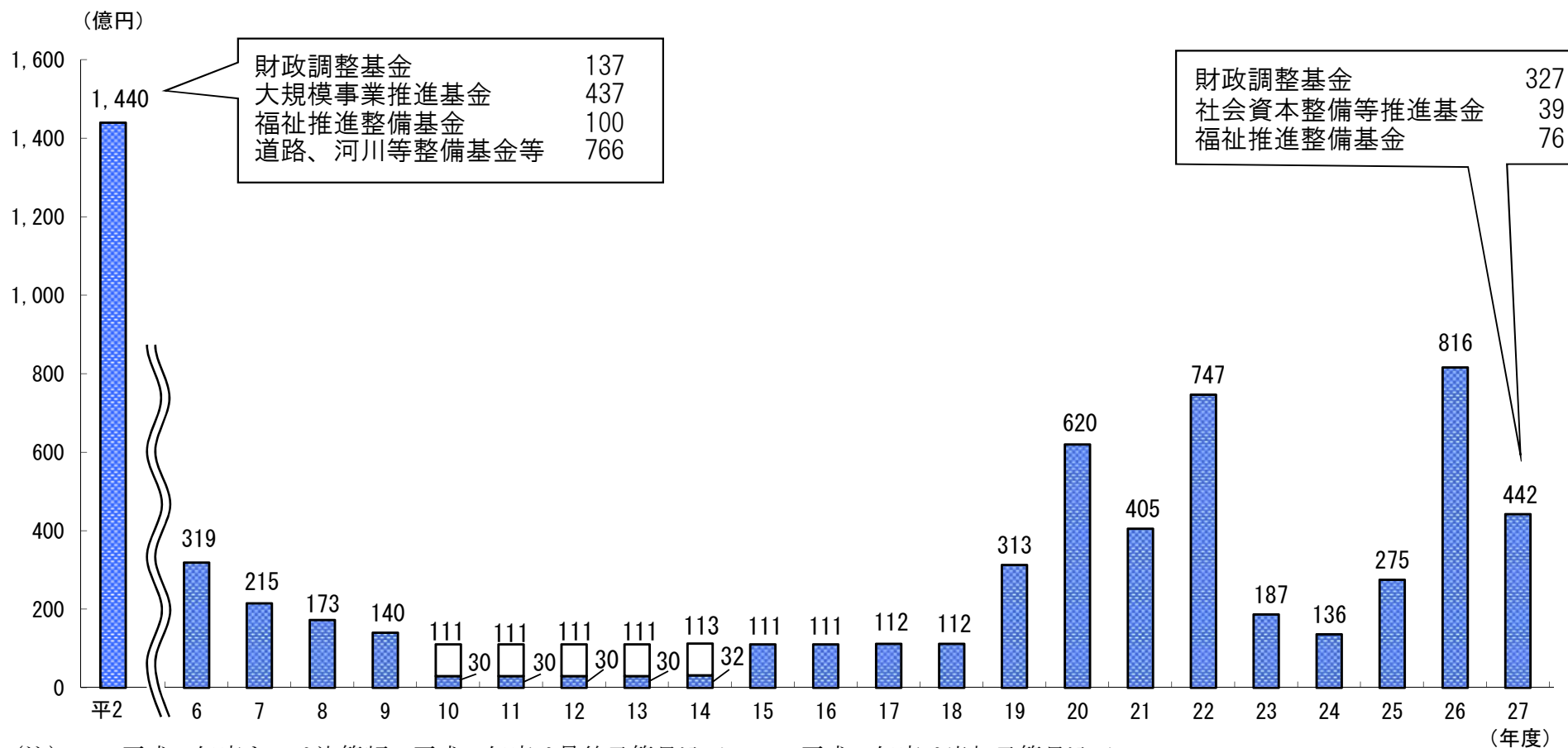
1 減債基金



- (注) 1 平成25年度までは決算額。平成26年度は最終予算見込ベース、平成27年度は当初予算見込ベース。
 2 財源対策債等償還基金（6年度に減債基金に引継ぎ）を含んでいる。
 3 部分、は、翌年度の満期一括償還ルール積立の前倒し積立額

○ 満期一括償還分については、将来の償還に備え、毎年度の所要額を確実に積み立てている。
 ○ 県が任意に積み立てる「その他」分は、平成26年度2月補正で取り止めた560億円の再活用を含め、平成27年度当初予算において、全額を取り崩し。

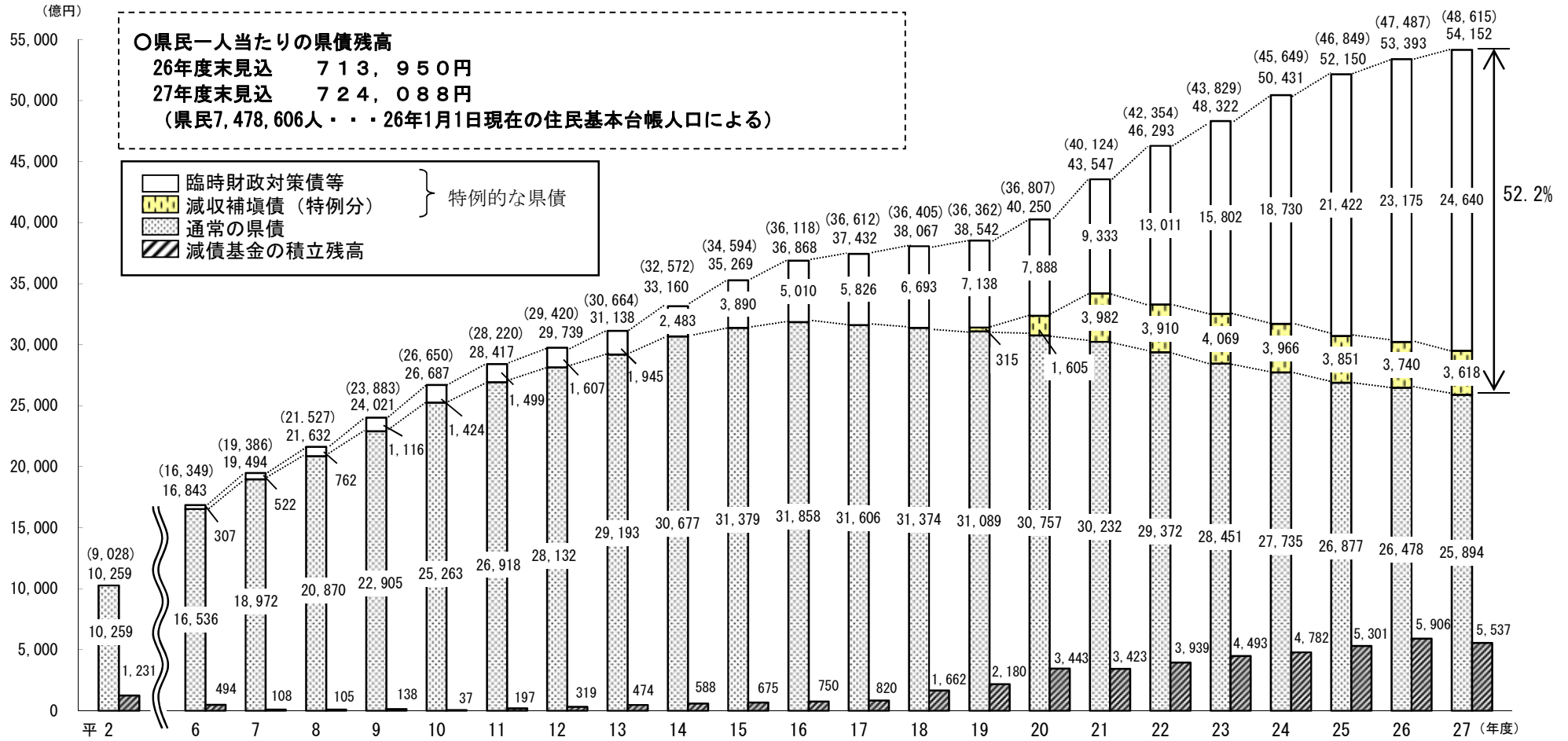
2 その他の取崩し型基金



- (注) 1 平成25年度までは決算額。平成26年度は最終予算見込ベース、平成27年度は当初予算見込ベース。
 2 本表の「取崩し型基金」は、財源調整に用いる基金としており、平成12年度以降、財政調整基金、社会資本整備等推進基金及び福祉推進整備基金の合計としている。
 3 白抜きは、繰入運用を示す。(平成10~14年度 81億円)

- 健全で持続可能な財政基盤の確立を図るため、平成26年度2月補正で財政調整基金へ700億円を積立て。
 ○ 平成27年度当初予算では、財政調整基金を375億円取り崩すものの、基金の繰入運用を行わない予算編成を実現。

県債残高の推移

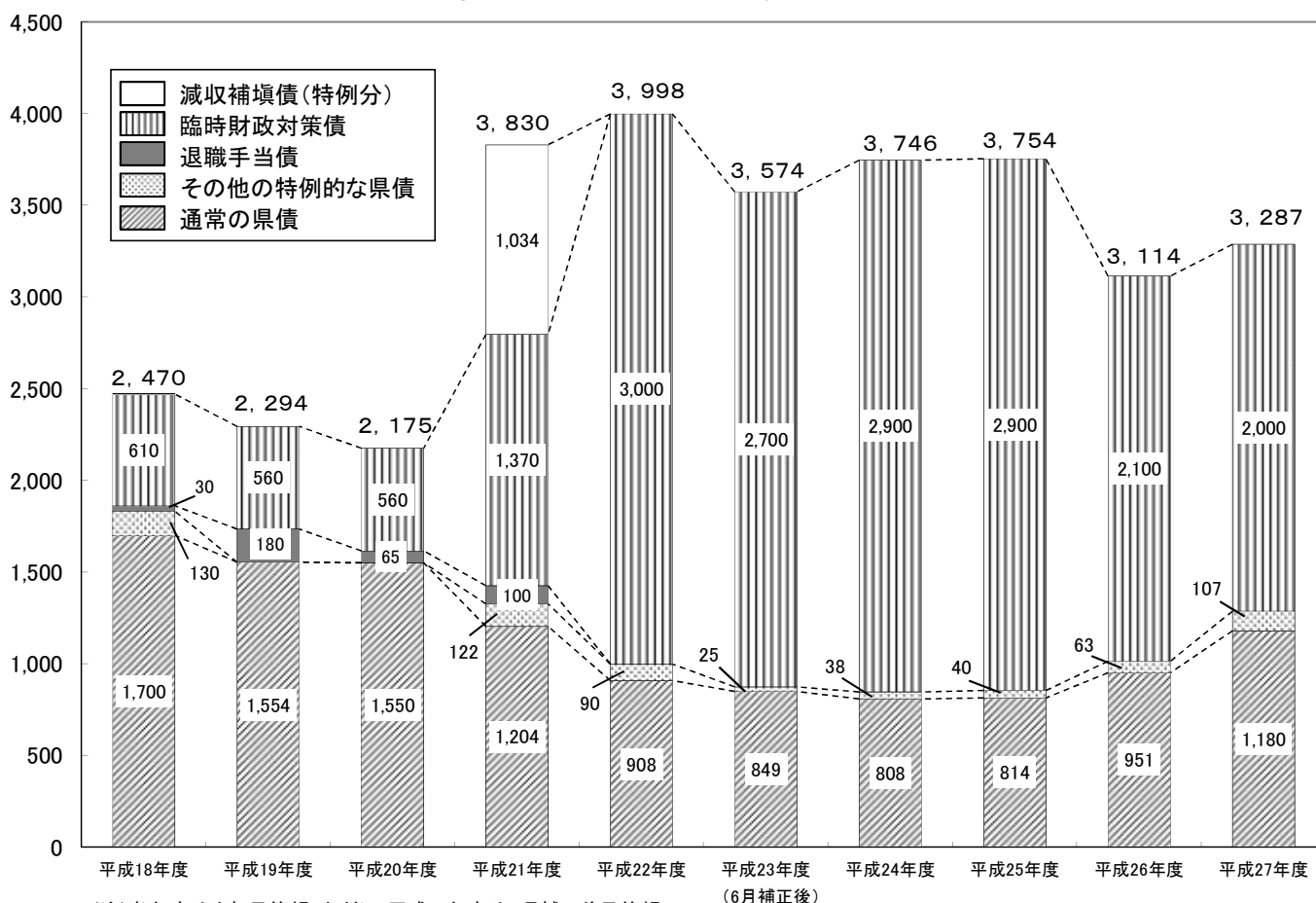


(注) 平成25年度までは決算額。平成26年度は最終予算見込ベース、平成27年度は当初予算見込ベース。
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債の計としている。
 県債残高の()は、減債基金の積立残高を控除した額。

- 通常の県債の残高は着実に減少させてきているが、平成20年度以降の特例的な県債の増発により、県債残高の全体は増加を続けている。
- 平成26年度末以降、特例的な県債の残高が全体の半分以上を超えており、27年度末は52.2%を占める見込み。

県債発行の状況(当初予算ベース)

(億円)



(注) 各年度は当初予算額。ただし、平成23年度は6月補正後予算額。
その他の特例的な県債は、減税補填債、調整債、除却債の計としている。

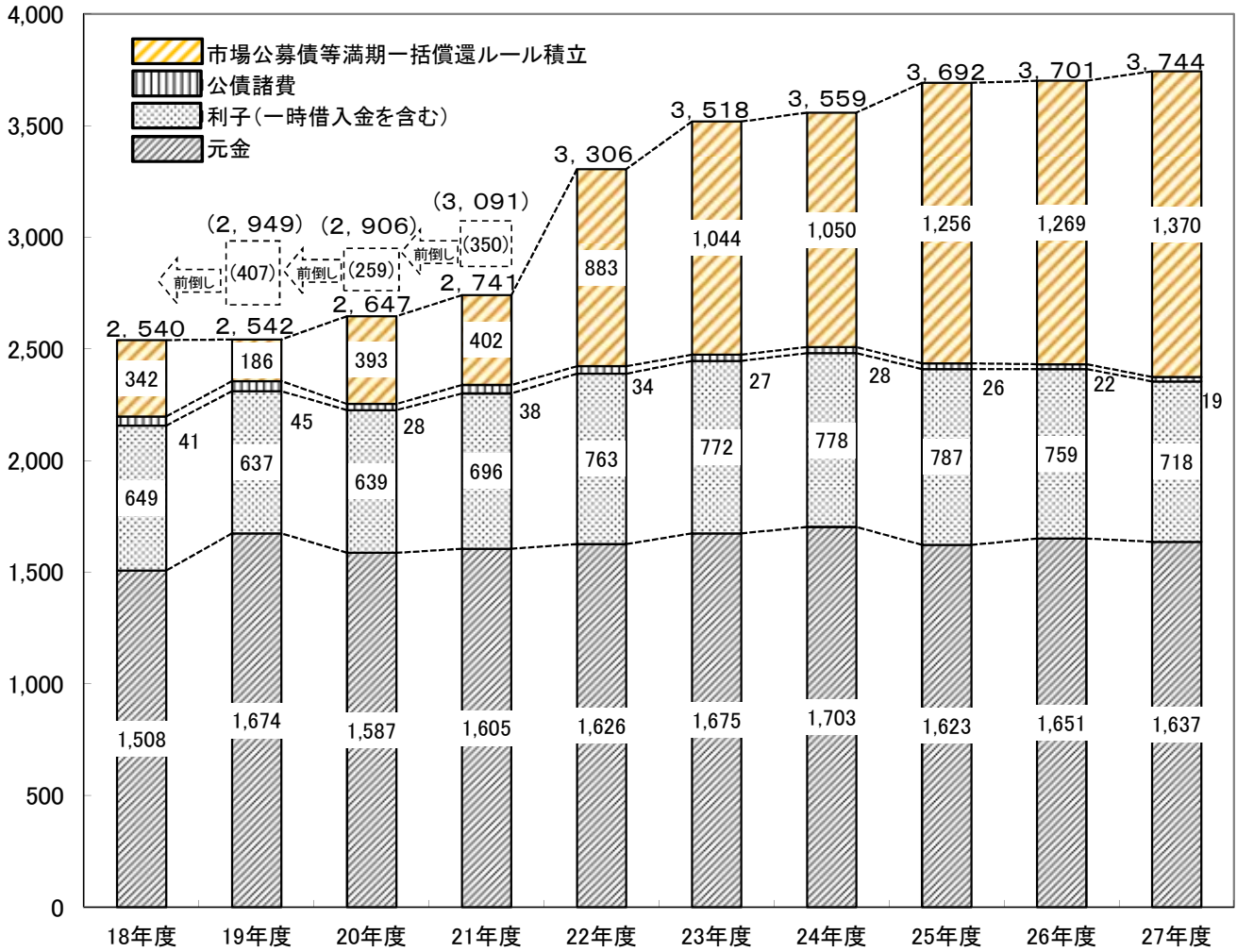
○ 県税収入の減収に伴い、平成21年度以降地方交付税の振替措置である臨時財政対策債が大幅に増加。近年は、県税収入の増加に伴い減少傾向にあるが、引き続き多額の発行を余儀なくされる状況。

<特例的な県債>

- * **減税補填債**…普通交付税で算定された基準財政収入額が過大で実態の税収がそれを下回る場合に発行が認められる地方債。その元利償還額の75%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。平成19年度から、当分の間、建設事業等に充当しなくてよい特例債制度が設けられた。
- * **臨時財政対策債**…平成13年度の地方財政対策において設けられた特例地方債。地方交付税の振替措置であり、後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。発行可能額は、各地方団体の財源不足額(臨時財政対策債発行可能額振替前の基準財政需要額と基準財政収入額の差額)及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式により算定されるものであり、財政力が高い団体ほど臨時財政対策債の配分割合が大きくなる仕組みとされている。
- * **退職手当債**…大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対応するため、定数削減効果等が償還財源として確保される場合に、発行が許可される特例地方債。
- * **減税補填債**…恒久的な減税等の実施による地方公共団体の減収額を補填するために設けられた特例地方債。恒久的減税の廃止に伴い、平成18年度をもって廃止となった。
- * **調整債**…法人事業税の国税化に伴う減収額を補填するために認められた特例地方債。
- * **除却債(公共施設等の除却に係る地方債)**…平成26年度に公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について設けられた特例地方債。
- * 借換債除きで整理している。

公債費の状況(当初予算ベース)

(億円)



○ 特例的な県債の増発に伴う県債残高の増加に対応して、公債費は高止まりしており、今後の動向に十分留意していく。

※ ()は、18、19、20年度の2月補正において前倒すこととした満期一括償還ルール積立を、それぞれ19、20、21年度の公債費に加えた額。

都道府県別財政指標（平成25年度普通会計決算ベース）

都道府県名	H22国調人口 人	地方債残高 千円	一人当たり残高		将来負担比率		実質公債費比率		財政力指数	
			円	順位	%	順位	%	順位		順位
1 北海道	5,506,419	5,839,732,858	1,060,532	36	320.6	46	21.3	47	0.38903	29
2 青森県	1,373,339	1,310,700,063	954,389	32	166.3	11	16.3	36	0.30913	35
3 岩手県	1,330,147	1,514,988,782	1,138,963	42	246.2	39	19.4	45	0.30344	37
4 宮城県	2,348,165	1,647,490,764	701,608	13	241.4	38	14.4	22	0.52562	17
5 秋田県	1,085,997	1,293,313,008	1,190,899	46	238.4	36	15.4	31	0.27257	44
6 山形県	1,168,924	1,182,642,584	1,011,736	35	233.3	35	13.9	18	0.31665	34
7 福島県	2,029,064	1,403,394,307	691,646	11	143.5	7	13.5	14	0.43410	22
8 茨城県	2,969,770	2,122,440,372	714,682	17	250.1	40	13.9	18	0.60690	8
9 栃木県	2,007,683	1,109,407,333	552,581	6	118.7	5	11.5	4	0.57360	11
10 群馬県	2,008,068	1,170,964,236	583,130	7	169.0	12	12.0	5	0.56379	12
11 埼玉県	7,194,556	3,677,602,675	511,165	5	213.0	28	12.7	9	0.74636	5
12 千葉県	6,216,289	2,963,409,909	476,717	3	179.3	15	11.3	3	0.75485	4
13 東京都	13,159,388	5,510,470,279	418,748	2	73.2	2	0.6	1	不交付(0.87052)	-
14 神奈川県	9,048,331	3,727,963,206	412,006	1	161.4	9	11.1	2	0.91340	3
15 新潟県	2,374,450	2,739,260,493	1,153,640	44	282.9	45	17.5	43	0.39822	26
16 富山県	1,093,247	1,228,740,010	1,123,936	40	265.3	44	17.4	42	0.42943	24
17 石川県	1,169,788	1,263,797,884	1,080,365	37	229.3	32	15.5	33	0.43608	21
18 福井県	806,314	877,822,569	1,088,686	38	182.7	16	16.7	39	0.36620	31
19 山梨県	863,075	989,769,442	1,146,794	43	215.8	29	16.5	38	0.37267	30
20 長野県	2,152,449	1,594,258,963	740,672	20	185.0	18	14.2	21	0.44393	20
21 岐阜県	2,080,773	1,476,556,131	709,619	14	202.2	25	17.0	40	0.49879	18
22 静岡県	3,765,007	2,681,661,193	712,259	16	239.1	37	14.9	27	0.68362	7
23 愛知県	7,410,719	4,866,280,594	656,654	10	232.7	34	15.5	33	0.92681	2
24 三重県	1,854,724	1,342,520,908	723,839	18	194.8	21	14.6	24	0.55413	14
25 滋賀県	1,410,777	1,048,779,932	743,406	21	206.1	26	15.0	28	0.52731	16
26 京都府	2,636,092	1,841,985,084	698,756	12	254.4	43	15.4	31	0.54959	15
27 大阪府	8,865,245	5,598,099,614	631,466	8	227.5	31	19.0	44	0.72787	6
28 兵庫県	5,588,133	4,340,766,264	776,783	23	341.1	47	16.2	35	0.59521	9
29 奈良県	1,400,728	1,102,237,374	786,903	24	185.6	19	12.1	6	0.39671	27
30 和歌山県	1,002,198	977,205,442	975,062	33	189.5	20	12.1	6	0.29912	38
31 鳥取県	588,667	665,716,186	1,130,888	41	108.9	3	12.7	9	0.24074	45
32 島根県	717,397	991,450,080	1,382,010	47	178.2	14	13.2	11	0.22401	47
33 岡山県	1,945,276	1,380,791,290	709,818	15	212.4	27	13.4	13	0.47525	19
34 広島県	2,860,750	2,128,351,280	743,984	22	251.3	41	13.7	17	0.55590	13
35 山口県	1,451,338	1,293,472,144	891,227	30	221.1	30	15.1	30	0.39886	25
36 徳島県	785,491	913,473,865	1,162,934	45	197.5	22	20.1	46	0.29367	42
37 香川県	995,842	857,379,343	860,959	27	198.5	23	14.7	25	0.43260	23
38 愛媛県	1,431,493	1,040,663,329	726,978	19	166.1	10	13.5	14	0.38951	28
39 高知県	764,456	834,498,327	1,091,624	39	158.5	8	13.6	16	0.22891	46
40 福岡県	5,071,968	3,313,900,508	653,376	9	254.2	42	14.8	26	0.58133	10
41 佐賀県	849,788	722,113,418	849,757	26	114.1	4	13.3	12	0.30663	36
42 長崎県	1,426,779	1,229,232,148	861,543	28	183.2	17	14.4	22	0.29561	41
43 熊本県	1,817,426	1,461,976,023	804,421	25	198.9	24	13.9	18	0.36218	32
44 大分県	1,196,529	1,053,934,170	880,826	29	173.0	13	15.0	28	0.33728	33
45 宮崎県	1,135,233	1,040,784,032	916,802	31	139.6	6	17.1	41	0.29888	39
46 鹿児島県	1,706,242	1,686,087,263	988,188	34	231.0	33	16.3	36	0.29847	40
47 沖縄県	1,392,818	672,044,097	482,507	4	65.9	1	12.2	8	0.28855	43
(単純平均)	2,724,625	1,909,151,697	836,287	-	200.9	-	14.6	-	0.46370	-

* 財政力指数が1を超える場合（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合）には、当該団体は地方交付税の不交付団体となる。なお、東京都は特別区と合算して地方交付税が算定されるため、不交付団体となる。（上記数値は直近3箇年の平均値である。）

* 将来負担比率は一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

* 実質公債費比率は地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

* 順位については、良い方（小さい）から1番としてある。